

別記様式第1号(第8条関係)

令和6年3月29日

朝日町議会議長
阿部為吉殿

氏名 和田一則

令和5年度政務活動費に係る収支報告について

朝日町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項（第2項）に基づき、別紙のとおり、令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和5年度政務活動費収支報告書

氏名 和田一則

1 収入

政務活動費 110,000 円

2 支出

(単位: 円)

項目	支出額	備考
調査研究費	100,789	視察旅費
要請陳情等活動費	33,120	国への陳情経費
合計	133,909	

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

調査研究費

収入印紙	AB No. 501160	
 TOBU TOP TOURS		
領 収 証 RECEIPT		
RECEIVED FROM 朝日町議会和田一則 様		
領 収 金 額 THE SUM OF ¥1,040 -		
但し FOR 保険代として		
上記金額正に領收取致しました The above sum has been duly received.		
現金 <input checked="" type="checkbox"/> 小切手 <input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> ギフト券 <input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/>		
CASH CHECK BANK REMITTANCE GIFT TICKET CREDIT CARD		
発行者印 		
東武トップツアーズ株式会社 山形支店 山形市香澄町2-2-31カーニーブレイズ山形7F 050-9001-8583		

領 収 証		No. _____
和田一則 様		
¥ 5.500 -		
但し りんご代金 6年1月20日 上記正に領收回いたしました		
内訳 現金 <input checked="" type="checkbox"/> 小切手 <input type="checkbox"/> 手形 <input type="checkbox"/>		
消費税額等(%) <input type="checkbox"/>		
収入印紙 <input type="checkbox"/>		
コクヨ ウケ-98		
阿部農園 阿部為吉 電話 0237-67-2613 登録番号: T7810201241404		

要請陳情等活動費

AB No. 501238
TOBU TOP TOURS
お客様コード 040053 2024年2月2日
DATE
現金 CASH ✓
小切手 CHECK
銀行振込 BANK REMITTANCE
ギフト券 GIFT TICKET
クレジットカード CREDIT CARD

RECEIVED FROM 和田一則 様
THE SUM OF ¥33,120-

但し FOR JR券代、宿泊代として

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

発行者印 大場

東武トップツアーズ株式会社 山形支店
山形市香澄町2-2-31カーニープレイス山形7F
050-9001-8583

政務活動視察報告

日時 令和6年1月16日・17日・18日

場所 愛知県・岐阜県白川村立白川郷学園・愛知県飛島村立飛島学園

目的 義務教育学校の現状と設立までの経過を調査することにより、当町の義務教育学校設立に役立てることを目的とする。

令和6年1月15日(月)

愛知県教育委員会・愛知県副知事と面談

愛知県教育委員会

愛知県「休み方改革」プロジェクトについて 県教育委員会

休み方改革を通じ、国民全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による日本経済の活性化の実現を目指すもの。

説明を受けた内容としては、

- ・あいちの日(11月27日)・あいちウィークを契機とした「休み方改革」の推進
- ・休み方改革マイスター企業認定制度の創設
- ・家族と子どもが一緒に過ごせる仕組みづくり
- ・平日や閑散期への観光需要のシフト
- ・地域が一体となった休み方改革の推進などである。

古本副知事と面談・意見交換

ラーニング・県民の日学校ホリデー等を提唱したのが古本副知事であり、個人旅行の際に旅館等で働く人たちを見て、この人たちは休日に子どもと一緒に過ごすことができないのかと思ったのが、動機になっていることなどや実現するための苦労などの説明を受けた。大変有意義な意見交換であった。また、県庁内を見学したが本庁舎は昭和天皇の即位の礼を記念する事業の1つとして昭和13年に完成したものであり、歴史を感じられ重厚感に満ちたものであった

所感

愛知県は新しい発想から施策を作り出し実現させているのを感じた。山形県は、それに対し保守的であると感じる。よく聞く言葉に、「前例がない」「県内では実施していない」というものがある。朝日町にあっては、前例にとらわれず果敢に新しいことに挑戦し、住民の幸せにつながる施策を実施していただきたい。

令和6年1月16日(火)

岐阜県白河村立白川郷学園

白川村は岐阜県北西部に位置し、北は富山県、西は石川県に接する山村である。日本有数の豪雪地帯に指定されており、合掌造りという独自の家屋が生み出され白川郷・五箇山の合掌造り集落はユネスコの世界遺産に登録されている。人口は約1500人である。

白川郷学園は、平成29年に白川小学校と白川中学校を統合し岐阜県最初の義務教育学校として開校したものである。

学園経営全体構想として、「誰もが、9年先の自分を描き9年前を振り返ることができる学校」というものである。そして、

- ・各教科の楽しさを実感しながら力をつける
 - ・世界へ発信できるグローバル人材を育成する
 - ・9年間の発達の段階に合わせた自治力の育成
 - ・自他の人権を守るために考え、行動できる資質・能力を育てる
- ことに重点を置き実践している。

所感

特別な教科に村民学がある。ふるさとを見つめ、自分自身を見つめ、将来の担い手となる土台を学びえる学習である。これは、3つの分野で学びを進め、「先を読む力」を地域と共に育んでいくものである。特にふるさと学習に多くの時間を割き、各学年に2名のコーディネーターが配置されている。その他に、白川びと学・未来とくらしの分野がある。

当町も郷土を愛する心を育むためにカリキュラムを組んでいるが、体系的なものが不足しているように感じる。目標を決め小学1年生から9年生までの、その学年に合った学習を行うべきであると感じた。

白川村立白川郷学園は、地域密着型の学校であり当町も学ぶことが多いと感じる。また、規模的にも当町と似た部分があり、今後は参考にすべきであろう。

令和6年1月17日(水)

飛島村立飛島学園

飛島村は愛知県西部に位置する。伊勢湾最北部に面し、尾張地方に含まれる。愛知県内で2つしかない村である。元々、新田を作るべく干拓された土地である。また、名古屋港の一角である南部は臨海工業地帯として開発され税関の出張所も置かれている、4600人の村である。

飛島村立飛島学園は、義務教育学校として令和2年4月に開校したものである。校舎は4-3-2の区分に従い、初等部、中・高等部、教養ゾーン、管理ゾーンに分かれている。

学校の行事は1年生時に入学式、9年生時に卒業式のほか7年生時に進級式を行っている。学園の特徴としては、英語教育に力を入れており海外派遣事業を行っているが、当町のような選抜方式ではない。また、1959年9月の伊勢湾台風で130名の犠牲者を出した経験から、防災に力を入れている。

所感

最初に校舎をみての感想は、大学のキャンパスのようであり、財政力指数2.2の「日本一金持ちの村」を実感した。ちなみに当町の財政力指数は、0.2である。その他にも、村費で専門教員を雇用するなど、当町との財政力との差を感じた。人口規模では当町と似ているところがあるが、校舎や学校事業をそのまま取り入れることは不可能であろう。ただ、防災に関して全員分の救命胴衣を準備するなどのことは学ぶことができる。

2泊3日の視察を終えて

多くのものを学んだ。これから朝日町の義務教育学校をどのようにしていくのか。我々議員にできることは少ないが、2つの学校は小中一貫校を経て義務教育学校になったものであるということを理解しなければならない。拙速な結論は避けなければならないが、スケジュールをみると心配になる。議会としても、声を上げていくことが大切である。

政務活動国会陳情報告

日時 令和6年2月7日

場所 鈴木憲和農林水産副大臣室

鈴木憲和農林水産副大臣に現在、当町が課題としている事柄について、町長のメッセージと共に要望書を手渡し、陳情を行った。 要望事項は別紙

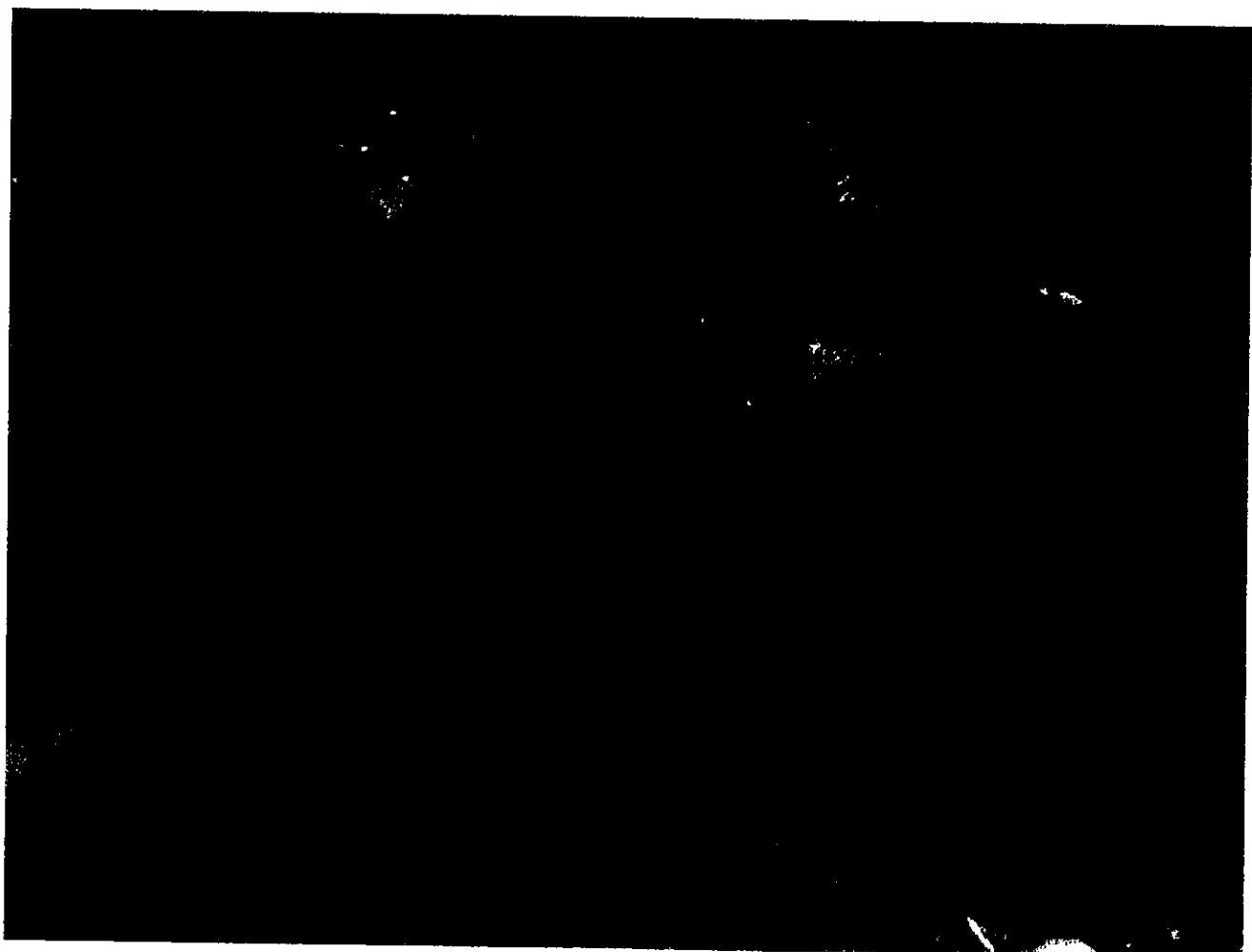
その後、鳥獣被害対策などの意見交換をおこなった。



農林水産副大臣

鈴木憲和殿

要望書



山形県朝日町

朝日町の町政運営につきましては、日頃から格別のご指導とご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、農業を基幹産業とする朝日町におきましては、基幹作物であるリンゴを中心とする果樹をはじめ水稻栽培などについて、新規就農者や優良農地の確保をはじめ様々な対策をとっているところであります。農業・農村は食糧の生産のみならず、農村風景の維持、文化の継承等国土保全のため重要な公益的役割を担っております。

しかしながら、人口の東京一極集中の流れはとどまることなく、地方は少子高齢化が一層進んでいる現状であります。

朝日町は、こうした実情をふまえ令和4年度に第6次朝日町総合発展計画（6総）の中間見直しを行い、「チャレンジ・つながり・希望 町民が活躍し笑顔あふれる町」の実現に向けて全力を尽くしているところであります。

つきましては、6総が目指す町の将来像実現のために、本要望に掲げた事項につきまして特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年2月7日

山形県西村山郡

朝日町長 鈴木 浩幸

要望事項

* 農林水産省関係

- ・日本型直接支払制度の継続及び協定期間見直しについて
- ・鳥獣被害対策への更なる支援について
- ・果樹経営支援対策事業の継続について
- ・水田活用直接支払交付金の見直しに伴う畠地化支援の予算確保及び畠作支援の充実について
- ・野生キノコの出荷に係る規制緩和について

①日本型直接支払制度の継続及び協定期間見直しについて

条件不利地域での営農継続に助成する「中山間地域等直接支払交付金」及び農地を保全する集落などの共同活動に助成する「多面的機能支払交付金」については、5年間営農を継続する協定を締結することで、それぞれの取組面積に応じて交付金が支払われる制度です。この制度による活動が定着化し、多面的機能を有する農地が何とか農地として維持されているというのが現状です。

しかし、活動に取り組む農家や地域住民の高齢化の進行に伴い、各々の協定において5年先が見通せない状況にもあり、以後の事業継続が困難になっている協定が増えています。このままでは農地を農地として維持できず、耕作放棄地の拡大が更に進んでいくことが懸念されます。

特に、中山間地域等直接支払制度については今年度が第5期対策の4年目に当たることから、今後もこれまで同様に事業を継続し、これまで先人から引き継いできた農地を農地として維持していくことができるよう、同制度の継続並びに先を見通すことのできる協定期間（例えば3年間）への見直しについて要望します。

②鳥獣被害対策への更なる支援について

ブナの実が3年振りに大凶作となっている今年は、クマによる農作物への被害が多発しております。当町においては幸いにも、今のところ人的被害はありませんが、食害による農家からの農作物への被害報告と捕獲要請を受け、昨年末現在の有害捕獲頭数が60（昨年同月比42の増）、同じくイノシシについては指定管理捕獲頭数20を含めて115（昨年同月比42の増）とここ数年ない実績となっております。今後もこの傾向は続き、狩猟期における捕獲頭数も昨年比で大幅に増える見込みであります。

また、昨年末から山里近辺でニホンザルの群れが目撃され、イノシシやクマとは質の異なる作物等への被害が懸念されており、被害防止に向けた初動体制の整備による早急な取組みが求められております。

収穫間近の農作物が有害鳥獣による食害に遭うことは、高齢化が進む地方の農家の営農意欲を削ぎ、これを機に農業をやめてしまうきっかけへと繋がることが懸念されており、電気柵による防除対策と合わせて鳥獣被害対策実施隊による捕獲対策に期待が寄せられているところですが、捕獲頭数の激増により実施隊員も疲弊している状況です。実績に基づいた捕獲奨励金や隊員出動手当の支給が、せめてもの心やりに繋がるものと考えます。

つきましては、県や町による財源だけでは十分な対応ができない現状を鑑み、その原資となる「鳥獣被害防止総合対策交付金」による国の更なる支援を要望します。

③果樹経営支援対策事業の継続について

果樹産地の生産基盤を強化する目的で、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や消費者ニーズに対応した優良品目・品種への転換、小規模園地整備など、果樹の生産振興等に関する産地形成を実現するため、まとまった改植や新植に対して支援がなされる「果樹経営支援対策事業」については、基幹作物がりんごである当町にとって大変有益な事業であり、年々実績を重ねている現状であります。令和2年度の下限本数や支援単価の見直しの際は、当町で栽培方法が確立され全国の園地に普及を勧めた「朝日ロンバス方式（りんご）」を補助対象となる省力樹形として認定いただいたところであり、心から感謝しております。りんご（わい化）の改植・新植については、当町単独による嵩上げ支援を実施しており、生産者や生産基盤（優良園地）の確保を図ろうとしております。

生産者の高齢化に伴う新たな担い手の確保は喫緊の課題であり、その対応策の一環として位置付けられる果樹の改植・新植事業への需要は、今後も高いまま推移するものと想定されます。

つきましては、果樹経営支援対策事業による支援の継続について要望します。

④水田活用直接支払交付金の見直し(5年水張りルールの具現化)に伴う畠地化支援の予算確保及び畠作支援の充実について

米の転作助成に当たる水田活用直接支払交付金（以下、水活交付金）について、財政上の持続可能性の観点から単価の見直しや水田の畠地化促進が進められています。畠作物の生産が定着している水田は畠地化を促す一方で、水田機能を維持しながら麦・大豆等の畠作物を生産する交付対象農地については稻作とのブロックローテーションを促す観点から、令和4年～令和8年の5年間1回も水張りが行われない場合は水田と見なさず、令和9年以降交付金の交付対象としないことが決定しています。畠地化を促すために、野菜などの高収益作物を作付けする場合は、初年のみ175千円/10a、麦・大豆などの畠作物を作付けする場合は、同じく140千円/10aが交付される「畠地化支援」のほか、当該作物が定着するまで定額20千円/10aが交付される「定着促進支援」があり、令和6年度は「畠地化支援」が一律140千円/10aに、「定着促進支援」には5年間と期限が設けられております。現状、現交付対象者の中で今後水張りを示唆している方はほんの一部であり、殆どの方が畠地化を理解しているようあります。

つきましては、令和6年度以降の畠地化支援単価の現行据え置き、また、海外に依存している畠作物の国内生産を促す観点から、定着促進支援についても再生産可能な支援単価への見直しと交付期限の延長を考慮いただきたく、農家が将来安心して生産できる支援を要望します。

⑤野生キノコの出荷に係る規制緩和について

野生キノコについては、生育環境の違いにより放射性物質の濃度にばらつきがあるため、食品衛生法第3条に基づき出荷前に自主検査を徹底し、安全性を確認してから出荷するよう、山形県から指示がなされております。これを受け、2011年年の福島第一原子力発電所の事故以降、町内で店頭販売されている野生キノコについては、採取者の責任により放射性検査が行われており、当町の道の駅においては、令和2年度に独自設定した「天然きのこの取り扱い」において、天然物の「なめこ」と「むきたけ」は道の駅で検査し、基準値以下を目安として朝日町産の安全性を確保しながら販売しております。

しかしながら、全国16県をはじめ山形県内においても原子力災害対策本部（国）の指示による出荷制限、県知事の要請による出荷自粛などが続いている自治体があります。県が行うモニタリングの結果、基準値を超過する放射性セシウムを含む農産物等があった場合、直ちに県から、その農産物等を産出した市町村に対し当該品目の出荷自粛が要請されることになりますが、野生キノコは種類の判別が難しいことから、原子力災害対策本部のガイドラインの出荷制限品目の区分に準じ「全ての野生キノコが出荷自粛の対象」となっています。野生キノコの出荷を生業の一部としている農家にとっては、このことが大きな痛手となっているのが現状です。ガイドラインの区分に準じた対応については、食の安全安心の観点から十分に理解できることではありますが、原発事故から12年半が経過する今、これまでの規制が部分的・段階的に緩和されることが、今後の地域経済の活性化に繋がっていくものと考えます。

つきましては、1品種から放射性物質が検出された場合の同品目全品種出荷自粛、また、検出された品目の自治体全域が出荷自粛となる現制度「原子力災害対策本部のガイドライン」の部分的・段階的な規制緩和について要望します。